

## 第1章

# 株式交付、DX税制、申告期限の延長等

# 今期適用される改正項目の 申告上のチエツクポイント

### 【この章のエッセンス】

- 会社法の改正により創設された株式交付制度、デジタルトランスフォーメーション(DX)税制、カーボンニュートラル(CN)税制等の適用を受けるために必要となる税務申告時の手続を確認する。
- 確定申告書へ一定の添付資料が必要な行為に、株式交換、株式移転、株式交付が追加された。
- 研究開発税制、人材確保等促進税制の計算方法等が変更となったので、申告時の計算を確認する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等ができない場合の取扱いを確認する。

## 株式対価M&Aを促進 するための措置の創設

### (1) 内容

金銭ではなく株式を対価とするM&Aの手法は、買収対象会社を完全子会社とする株式交換や現物出資が選択肢としてあったが、手続等の難易度が高いという問題があった。企業の迅速な事業再編成を促し、競争力の維持強化を図る目的から、株式を対価とするM&Aにつき、「株式交付制度」(会社法2三十二の二)が創設され、それに沿って買収対象会社の株主が保有する株式に係る譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が創設された。

本税制は、法人(外国法人については、一定の場合に限る)が保有する株式(以下、「所有株式」という)を発行した他の法人を会社法に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合(交付を受けた株式交付親会社株式の価額が対価全体の80%に満たない場合を除く)における有価証券の譲渡損益に係る譲渡対価とする金額を、当該所有株式の当該株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合を乗じて計算した金額と当該株式交付により交付を受けた株式以外の資産の価額の合計額とを合計した金額とするものである(法61の2、措法66の2の2)。したがって、株式交付により株

式交付親会社の株式のみが交付された場合には、その所有株式に係る譲渡損益は繰り延べられる。また、取得した株式交付親会社株式の取得価額は、その所有株式の譲渡直前の帳簿価額に株式交付割合を乗じた金額(株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)とする(措令39の10の3③一)。所有株式が売買目的有価証券であった場合には、取得した株式交付親会社の株式も売買目的有価証券とする(措令39の10の3③二)。また、内国法人が完全支配関係のある他の内国法人に対して譲渡損益調整資産に該当する株式交付子会社株式を譲渡した場合には、譲渡対価の額は通常の対価の金額とする(措令39の10の3③三)。したがって、株式交付制度での譲渡損益の繰延べではなく、グループ法人税制での譲渡損益の繰延べとなる。

一方、株式交付親会社が株式交付により株式交付子会社の株式を取得した場合(交付した自己の株式の価額が対価全体の80%に満たない場合を除く)における株式交付子会社の取得価額および増加する資本金等の額については図表1のとおりである(措令39の10の3④)。